

民事訴訟法の改正に伴う著作権制度に関する論点（案）

1. 現状と課題

（1）裁判手続における権利制限規定の概要

著作権法第 42 条第 1 項は、裁判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく著作物を複製することを認めているところ、これは、公正な裁判の実現という観点から、裁判手続に必要な著作物を収集し、そのコピーを作成することができるようにしておく必要があるからであると解される。

この裁判手続のために必要な場合とは、「判決文中に著作権のある著作物を引用の程度を超えて借用したりする必要がある場合、訴訟資料すなわち証拠書類や弁論・準備書面の論拠資料として提出する必要がある場合等」であり、この場合には、裁判所だけではなく、訴訟の当事者である原告及び被告・弁護士・鑑定人等も著作物を複製することが可能であるとされている¹。

同項ただし書では、著作権者の利益を不当に害してはならないこととされている。

（2）課題

著作権法第 42 条第 1 項は、著作物の複製についての権利制限規定である²。

今般の民事訴訟法の改正により、民事裁判手続の記録が原則として紙媒体から電子媒体とされ、手続がオンライン化されるため、複製以外の利用行為については、著作権者等の許諾を得る必要が生じるところ、裁判手続に支障を来し、憲法第 32 条が定める裁判を受ける権利が十分に保障できなくなるおそれがある。

2. 著作権制度における対応の要否及び方向性

著作権法第 42 条について、今般の民事裁判手続のオンライン化に対応した、公衆送信等についても権利制限の対象とすることが必要であると考えられるがどうか。

¹ 加戸守行『著作権法逐条講義』〔六訂新版〕（著作権情報センター、2013）322 頁。

² 著作権法第 47 条の 6 第 1 項第 2 号による翻訳及び同法第 47 条の 7 による複製物の譲渡も認められている。

(参考) 著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号)

(裁判手続等における複製)

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願 (特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 (昭和五十三年法律第三十号) 第二条に規定する国際出願をいう。) に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁の行う品種 (種苗法 (平成十年法律第八十三号) 第二条第二項に規定する品種をいう。) に関する審査又は登録品種 (同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。) に関する調査に関する手続

三 行政庁の行う特定農林水産物等 (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 (平成二十六年法律第八十四号) 第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。) についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続

四 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事 (医療機器 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号) 第二条第四項に規定する医療機器をいう。) 及び再生医療等製品 (同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。) に関する事項を含む。以下この号において同じ。) に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続